

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨及び報告内容を是正すべき旨の命令	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法	
根 拠 条 項	第3条第4項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	1 処分の要件 法第3条第1項に規定する者が、同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 2 処分の内容 その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。	
	参 考 事 項	(罰則) 法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)